

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

1 日時 平成27年4月17日（金）16:11～16:30

2 場所 永田町合同庁舎7階特別会議室

3 出席

<WG委員>

座長 八田 達夫 アジア成長研究所所長

大阪大学社会経済研究所招聘教授

委員 阿曾沼 元博 医療法人社団混志会瀬田クリニックグループ代表

委員 八代 尚宏 国際基督教大学教養学部客員教授

昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

<関係省庁>

渡辺 真俊 厚生労働省医政局医事課長

渡邊 一真 厚生労働省医政局医事課課長補佐

森 桂 厚生労働省医政局医事課医師臨床研修専門官

長谷川 勇希 厚生労働省医政局医事課企画法令係

<事務局>

富屋 誠一郎 内閣府地方創生推進室長代理

藤原 豊 内閣府地方創生推進室次長

宇野 善昌 内閣府地方創生推進室参事官

富田 育稔 内閣府地方創生推進室参事官

（議事次第）

1 開会

2 議事 臨床修練医師に対する医師国家試験の实地試験の省略

3 閉会

○藤原次長 それでは、続きまして「二国間協定に基づく英語の医師国家試験における実地試験の省略について」ということで、諮問会議の取りまとめで、二国間協定と臨床修練制度の関係のところ記述をさせていただきましたけれども、そこについての今後の進め方ということで、今日はおいでいただいております。引き続き御説明をお願いできればと思いますけれども、八田座長、よろしくお願いたします。

○八田座長 それでは、どうぞ引き続きよろしくお願いたします。

○渡辺医事課長 医政局医事課長です。

お手元に横長のペーパーをお配りさせていただいております。これに基づき、御説明をさせていただきたいと思っております。

本年3月19日の第13回国家戦略特別区域諮問会議におきまして、「臨床修練を行った外国医師について、国家戦略特区においては、二国間協定に基づく英語の医師国家試験において実地試験を省略し、筆記のみによる試験とする」とこととされました。

実地試験についてですけれども、「実地試験は、外国医師が日本において外国人に対して診療に従事する上で、必要な臨床の知識及び技能について確認する目的で実施している」ということです。

3つ目の○ですけれども、実地試験を省略すると、こうした臨床の知識及び技能が確認できなくなってしまうことから、実地試験に代えて、臨床修練指導医から、当該者にこうした臨床の知識及び技能があることを示す意見書を提出していただくということを考えております。

今後、当ワーキンググループでの御意見を踏まえまして、医道審議会医師分科会に諮っていくということで考えているところでございます。

説明としては、以上でございます。

○八田座長 どうもありがとうございました。

阿曾沼先生。

○阿曾沼委員 日本の臨床指導医が見て判断し、OKを出せば、大丈夫ということですね。

○渡辺医事課長 はい。

○八田座長 英語の医師国家試験を受ける段階においては、誰が臨床修練指導医になるというのは決まっているのですか。ペーパーテストに受かってから決めるのですか。

○渡邊補佐 もともと、これは臨床修練を行った外国医師の方のお話です。当然、臨床修練に当たっては指導医がつくこととなりますので、その指導医の方から意見書をいただくということですか。

○八田座長 国家試験は、臨床修練指導医から指導を受けた後に受けるのですか。

○森専門官 そうということですか。

○阿曾沼委員 前提条件は、日本における外国人医師修練制度を終えた医師に限るということですね。それを終えていない外国人医師の二国間協定での診療というケースも当然あるわけですが、それはこれに該当しないということですね。

○渡邊補佐 該当しないです。

この前決めていただいたのは臨床修練を行った外国医師についてです。

○阿曾沼委員 一つの例示としてお伺いしましたが、二国間協定での実地試験の省略もあり、省略出来ないケースもある。そうすると、これはツートラックになるわけですね。

○森専門官 そうということですか。

○阿曾沼委員 例えば、イギリス人医師などの場合、イギリスでの臨床実績は勘案しない

のですか。何年以上臨床経験があることという条件であれば、イギリスで勤務していた医療機関の長なりが、経験年数も技能面で診療に問題ありませんという証明書を書いた場合でもノーということになるのですか。イギリスでの証明は、日本では受け付けないということになるのですか。何かすごく違和感があるような気がするのですが。

○森専門官 今のところ、諮問会議では臨床修練を行った方に関してだけの方針が示されております。

○阿曾沼委員 確かに、外国人医師修練制度と二国間協定での外国人医師の診療の在り方をシームレスに考えなければいけない中での文脈で、こういった方策が出てきているだろうと思いますが、二国間協定だけのことを考えれば、外国の方々から見ればトラックが二つであって、なおかつ、外国である自国での医師の実績が全く評価されないというのは違和感がありますね。イギリスでは当然イギリス人や他国の人も診療していた医師が、その実績を日本で評価してもらえない訳ですから。何か少し矛盾する気がしませんか。

○八田座長 するけれども、このとは違いますよということですね。やるならもう一発やってくださいという。

○阿曾沼委員 そうですね是非。

○八田座長 そうすると、このことは日本で臨床修練を行ったわけだから、その指導医がオーケーということはどこかで言いなさいというのだけでも、二国間協定に基づく英語の国家試験を受ける前提条件になるわけなのではないでしょうか。それとも、それを受けた後で意見書が出ればいいのでしょうか。

○渡辺医事課長 そこは、運用上の話の場合ですね。

○八田座長 というのは、ちゃんと修練を受けたと。ほかの医者も指導医の資格がある人も大丈夫と認めていると。でも、たまたま修練したお医者さんが亡くなってしまったとか、あるいは関係が悪くなったというので、誰が見ても大丈夫な人なのだけでも、というときに、試験を受けた後で、別の先生がオーケーだよということはあるのかということですか。

○森専門官 指導医が亡くなられた場合ということでしょうか。

○八田座長 要するに、前提として指導医がオーケーと言ったら試験を受けられるということですか。

○森専門官 そういうことで考えております。

○八田座長 今までは、指導医がオーケーと言わなくても二国間協定で試験を受けることができたし、別途実地試験をやりさえすればよかったから、指導医との関係がそんなになかったけれども、今度は、指導医がちゃんと生きていていい関係を持っていれば、そこでオーケーと言ったら大丈夫。そうすると、その指導医に指導を受けている期間というのは何か決まっているのですか。

○森専門官 臨床修練を行う期間についてですけれども、今は最大2年間、更新した場合、最大で4年間まで認められます。臨床修練を受ける外国医師や臨床修練の内容によって、

数カ月であったり、さらに短い期間という方もいらっしゃいます。

○八田座長 それでもいいのですね。

○森専門官 我々はその点についても考えたのですけれども、外国において3年以上診療した経験を有することが、臨床修練の許可の要件になっておりますので、臨床修練の期間が短い方であっても、そこは問わないということによいのではないかと考えております。

○八田座長 そうすると、私の心配した、亡くなってしまったら、別の先生につけばいいということですか。

○森専門官 そのあたりは、どの程度担保いただけるかということでの検討になるかと思えます。

○阿曾沼委員 現実的には、チームで指導しているので問題ないのではないかと思います。チームでないときちっとできないわけですから。私が問題になると考えているのは、しつこいようですが、例えばイギリス人の医師の方々から見たときに、イギリスで10年の診療実績がある医師が、いちいち日本の指導医の了解をもらわなければいけないとか、もしくは外国人医師修練制度を通らなければならないという事ではなく、イギリスだって立派な医療大国なので、日本より立派なところはいっぱいあるわけですから、そこで臨床実績を所属長が推薦状を書いても認めないということは、私は国際的に見て問題だという気がします。

○八田座長 それも全く変なので、次にやりましょう。

○阿曾沼委員 是非お願いします。

○森専門官 その点につきまして、実地試験で何を見るかによると思うのですが、もちろん純粋な医学的な知識とか技術というのは、イギリスであっても、日本であっても変わらないと思うのですが、外国人相手とはいえ、日本で診療することになるので、日本の環境で、例えば日本で使える薬について知識を有しているかといった観点になるかと思いますので、臨床経験があり、イギリスで10年も、20年もやっている方であっても、ある程度実地試験で、日本で診療を行うということに関しての確認が必要なのではないかと考えております。

○八田座長 実地試験はそういう内容になっているのですか。外国と日本の違いを、行為をしてやるような。

○森専門官 そこまで明確にはしておりませんが、完全に実地試験免除ということであれば、そのような観点からも検証しないといけないと思います。

○阿曾沼委員 一番問題になるのは、アメリカとか海外ではノンメディカルスタッフとかコメディカルスタッフの十分な支援体制が整備されているわけですが、日本に来ると何でもかんでも自分でやらなければいけない事になってしまう。そのところをきちんとわかってもらう事が重要ではないかと思います。技能というよりも日本の医療現場の人員体制や医療者のサポート体制が貧しいことをよくわかってもらっておかないといけないと思います。

○八田座長　そういうことですか。

○阿曾沼委員　一つ質問ですが、日本国籍を持っていて、海外の医学部を出て、例えばヨーロッパ各地で資格をもって診療をしている医師も少なからずいます。彼らは日本の医師免許は持っていない。そんなケースもありますね。

○森専門官　そのような方はおられると思います。

○阿曾沼委員　この医師が二国間協定で英語で日本の医師国家試験を受ければ、日本人であっても外国人医師として扱われるのでしょうか。ハンガリーとかイギリスでも、日本人で向こうの医師国家試験を合格して診療をしている日本人がいますね。その人たちが日本に帰ってきたいという場合、これは外国人医師には当たらない訳ですよ。医師免許と国籍の関係では、どのような判断になるのでしょうか。

○渡邊補佐　相互の国民に対する医療提供の環境整備を図るという二国間協定の趣旨に照らすと、日本人ですので対象ではないのではないかと思います。

○阿曾沼委員　ハンガリー国立大学などでは、日本人学生がいますね。

○八田座長　この場合、二国間協定がないけれども、日本に来てそこの国の人を診ることができます。二国間協定の目的にはすごく沿うように思います。

○阿曾沼委員　むしろ、昔よりは日本人でヨーロッパ、アメリカの医師免許を取得しているが、日本に帰ってきたいという人が多くなっているのではないのでしょうか。今後具体的には色々なケースが出てくると思います。

○八代委員　そもそも臨床修練というのが、途上国のお医者さんを日本で教えてあげるという制度ですね。だから、イギリスやアメリカのお医者さんは本来適用外なわけです。それを無理やりイギリスやアメリカのお医者さんを日本で診てもらうために、今ある既存の制度を使おうとしているから非常に無理があるわけなのです。イギリスで実績のある人に試験をするなんて、そんなことをしたらいい人が来てくれないのです。ここで言うのはあれですけども、本来はちゃんとした二国間協定で、相互乗り入れで何も条件なしで、向こうで実績のある人は日本で診られるというのが理想で、いつまで臨床研修制度の拡大解釈でやろうかという話が本当はあるわけです。相当の議論が今までなかったのですか。あくまで臨床研修の拡大だけでやろうという。

○八田座長　二国間協定だってほとんど動いていなかったのです。それよりはこちらのほうが活用されています。それから、二国間協定は自由診療しかできないのです。二国間協定はいろいろと変えていく必要があります。

○八代委員　これだと、確かに保険診療ができるわけですね。

○八田座長　そこが一番のネックです。

○阿曾沼委員　これも実はシームレスではなくて、日本の医師国家試験を英語で受けて通って、臨床修練時は保険医療ができるのに、二国間協定での医師となった途端に保険診療ができないのです。ということは、外国人で日本の保険を持った人は診られないということになります。

- 八代委員 何で日本の医師国家試験を通っていてもだめなのですか。
- 阿曾沼委員 それは、二国間協定としてはそういうことですね。
- 森専門官 取り決めはそうです。
- 阿曾沼委員 取り決めでそうなのです。そこも今後大きな課題となってくると思います。
- 八代委員 昔、台湾人とか韓国でも古い人は日本語を読めるから、日本で医師国家試験を通った人がいたわけです。その人は日本人と全く同等だと聞いたのですけれども、今はそうではないのですか。国籍が違っていても、とにかく日本の医師国家試験を通れば日本人と同等だと。
- 森専門官 おそらく、二国間とは別の正式なルートと思います。
- 八田座長 それは今でも大丈夫です。
- 八代委員 正式なルートで、ハンガリー人がやったからだめなのですか。
- 森専門官 それは大丈夫です。そのような仕組みは今でもあります。
- 八田座長 日本語の試験を受けたらで、英語は別だと。
- 八代委員 受けない場合ということなのですね。
- 阿曾沼委員 でも、保険診療のあり方というのは、外国人医師も考えないといけないでしょうね。外国人で日本の医療保険を使える人はいっぱいいるわけですから。
- 八田座長 外資系の企業で働いている人は、みんな保険を使っていますからね。
- 阿曾沼委員 年金協定がある国はみんな保険を使えるわけですよ。二国間協定の矛盾というのが出てくるのではないかと思います。
- 八代委員 何でもとも二国間協定では保険診療が対象外なのですか。保険制度が違うからということですか。
- 森専門官 保険診療の適用については別の担当になりますので、今、回答するのは難しいです。
- 阿曾沼委員 そうですね。
- 八代委員 わかりました。担当が違うと難しいですね。
- 阿曾沼委員 保険の相互利用に関しては色々な課題がきっとあるのだらうと思います。
- 八田座長 向こうの保険のある国で、日本人にも保険治療をさせてもらいたい。そこは相互でやりたいからそう簡単にはやらせない。それがもともとの意図だったと聞いています。
- 阿曾沼委員 そうですね。相互主義ですね。
- 八田座長 でも、損するのは日本だけですね。
- 渡邊補佐 二国間協定は双務的なものです。
- 八代委員 今の直接投資を受け入れるために、外国人が働きやすい国にするという方針なら、一方的に開放したっていいわけだね。
- 八田座長 しかも、アメリカは基本のごく最近まで国に公的な保険なんてなかったわけだから、今のはイギリスに対して言えるかもしれないけれども、アメリカに対しては相

互主義という根拠は成り立ちにくい。

ということで、これに関しては、少なくとも今の限定的なものについては、臨床修練指導医から意見書を提出いただくということによろしいですか。

○阿曾沼委員 これは第一歩ということで、次もあるという御認識のもとで、ぜひ保険診療の問題、二国間協定におけるいわゆるダブルトラックの問題等、今後も議論をお願いします。私は保険診療をどう取り扱うかが非常に重要だと思います。

○八代委員 ついでに一つだけなのですが、なぜこの問題を医道審議会で議論するのですか。医道審議会というのは、悪いことをしたお医者さんを罰するところではないですか。

○森専門官 医道審議会医師分科会は、通常の医師国家試験も含めて、方針や問題数等を諮っているところです。

○八代委員 ペナルティするところだけではないのですね。

○森専門官 それだけではありません。

○八代委員 失礼しました。

○八田座長 それでは、よろしいですか。

○藤原次長 スピード感からすると、医道審議会医師分科会はいつ頃の予定と考えたらよろしいですか。

○森専門官 実は、分科会自体は昨日開催しておりまして、この話は途中報告で状況をお伝えしています。ここのワーキンググループで御了解いただけるのであれば、分科会には持ち回りでこれから諮りたいと思っています。

○藤原次長 その結果として、こういった制度で最終的に特区における制度論、制度改正により、事業を解禁するという制度なものですから、何か通知・通達の類いでの制度改正の担保措置をとっていただくという理解でよろしいでしょうか。

○森専門官 今回の内容については、試験の実施要綱に書き込むことを予定しておりますが、実施要綱自体は公開されておりません。医師国家試験という性質上、どのようにお伝えするかを含め御相談ということによろしいでしょうか。

○藤原次長 こういうものも含めて、全部特定事業として処理させていただく都合で、医師の外形的な制度論というか、法令の措置という形をとっていただきたいと思いますので、そのあたりを事務的に御相談させていただければと思っています。

○阿曾沼委員 あとは、無理かもしれませんが、これはこれで医道審議会にかけるとしても、二国間協定に関してはまだ色々と意見があるのだということを、皆さんに周知徹底していただけるといいですね。何か方策がとれるといいと思います。これで終わったのだということにならないで欲しいと思います。

○森専門官 わかりました。御意見はお伝えしていきたいと思います。

○阿曾沼委員 ぜひよろしく願いいたします。

○八田座長 それでは、お忙しいところ、どうもありがとうございました。また今後ともよろしく願いいたします。